

立川市特定空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に基づく市内の空家等及び特定空家等の範囲を拡大するため。

立川市特定空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

立川市特定空家等の適正管理に関する条例（平成29年立川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この<u>条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u> (1) <u>空家等 建築物（共同住宅及び長屋にあっては、これらの住戸）又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。</u> (2) <u>特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。</u> 第4条 ……略…… <u>(立入調査等)</u> 第4条の2 <u>市長は、市内の空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。</u> 2 <u>市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員又は委任する者（以下「職員等」という。）に、空家等と認められる場所に立ち入り、その状況を調査させることができる。</u>	(定義) 第2条 この<u>条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。</u> 第4条 ……略……

3 市長は、前項の規定により、職員等を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により立入調査をする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(所有者等への要請)

第5条 前条に規定する調査により所有者等を確認したときは、当該所有者等に対し、当該空家等を適正に管理するように求めるとともに、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

(特定空家等の認定)

第7条 市長は、第4条の2に規定する調査を行った空家等が別に定める基準による特定空家等の要件に該当すると認めるときは、当該空家等を特定空家等と認定する。

2 ……略……

(事前手続)

第8条 市長は、法第14条第9項若しくは第10項の規定又は第11条において準用する法第14条第9項若しくは第10項の規定による措置を行おうとするときは、あらかじめ審査会に諮問するものとする。

第9条 ……略……

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第10条 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保

(所有者等への要請)

第5条 法第9条に規定する調査により所有者等を確認したときは、当該所有者等に対し、当該空家等を適正に管理するように求めるとともに、法第12条に規定する情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

(特定空家等の認定)

第7条 市長は、法第9条に規定する調査を行った空家等が別に定める基準による特定空家等の要件に該当すると認めるときは、当該空家等を特定空家等と認定する。

2 ……略……

(事前手続)

第8条 市長は、法第14条第9項又は第10項の規定による措置を行おうとするときは、あらかじめ審査会に諮問するものとする。

第9条 ……略……

有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(法の規定が適用されない特定空家等に対する措置)

第11条 法第14条第1項から第10項まで及び第13項の規定は、特定空家等（法第2条第2項に規定する特定空家等を除く。）について準用する。この場合において、法第14条第13項中「行政手続法（平成5年法律第88号）」とあるのは「立川市行政手続条例（平成8年立川市条例第43号）」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。